

物品売買契約書（案）

下記について、支出負担行為担当官 中部運輸局長 中村 広樹 を甲とし、
を乙として、次の条項により売買契約を締結する。

1. 購入物品及び契約単価 別紙1のとおり
(価格には消費税及び地方消費税相当額は含まれません。)
2. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
3. 納入場所 別紙2のとおり

（総則）

第1条 甲及び乙は、上記の売買契約に関し、この契約書に定めるもの他、別紙仕様書に従いこれを履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 この契約によって生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

（物品の数量の変更等）

第3条 甲は、必要のあるときは、物品の規格、数量若しくは納入場所を変更し、又は物品の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、確証のあるものに限り、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 契約期間内において市場価格の変動により契約単価が著しく不合理と認められるとき、又は事情やむを得ないと認められるときは、甲及び乙が協議のうえ契約単価を変更することができる。

（納入期限）

第4条 乙は、天災その他の不可抗力、またその責に帰することができない事由により物品を納入することができないときは、その事由を付して遅滞なく甲に申し入れなければならない。この場合における延期の日数は、甲及び乙が協議して

定めるものとする。

(納入の通知等)

第 5 条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその予定期日を甲に連絡するものとし、納入したときには、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第 6 条 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に乙の立ち会いを求めて当該物品の検査を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

- 2 乙は前項の検査に立ち会わないとときは、甲は、乙欠席のまま検査を行うことができる。
- 3 第 1 項の検査に合格しない場合は、甲の指示により物品の取替又は補修を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。
- 4 乙は、甲が発注した上記物品を甲に引き渡すときには、当該物品に係る仮伝票を添付するものとする。

(契約不適合責任)

第 7 条 前項の検査に合格したにもかかわらず、物品が種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」）が発見された場合、乙は、甲に対して、検査合格の日より 6 ヶ月間、民法に定める契約不適合責任を負うものとする。

(代金の支払)

第 8 条 乙は、物品を完納し、第 6 条の規定により甲から合格の通知を受けたときは、甲に対して代金の支払い請求をするものとする。

- 2 甲は乙より支払請求を受けたときは、その日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に支払うものとする。
- 3 甲がその責に帰すべき理由により第 6 条第 1 項の期限内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものと見なす。

(遅延利息)

第 9 条 甲は前条の支払期日までに支払いをしなかった場合は遅延日数に応じ支払金額について年 2.5 % の割合で計算した遅延利息を、乙に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満か、又は、100 円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。

(契約の解除)

- 第 10 条 契約期間中においても、甲又は乙は、その都合によりこの契約を解除することができる。ただし、この契約を解除しようとするときは、1ヶ月前に予告するものとする。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 乙が納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
 - 二 第6条の検査の結果、物品の全部又は一部が規格に適合しないものを納入し、今後規格に適合する物品を納入することができないと甲が認めたとき
 - 三 前2号に掲げる場合の他、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
- 3 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - 七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき
- 4 乙は第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合には、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内

に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第11条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものといい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき
 - 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(機密保持)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た機密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならないものとする。

(紛争の解決)

第13条 この契約の履行に当っては信義に従い誠実に行い、契約に関し紛争が生じたときは、甲乙双方が選任した公平な第三者をもって円満な解決を図るものとする。

(補足)

第14条 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上の契約の証として本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
支出負担行為担当官
中部運輸局長 中村 広樹

乙

別 紙 1

購入物品一覧

品 名	規 格	単 位	単 価
コピー用紙	A4用紙 2, 500枚／箱	箱	円
コピー用紙	A3用紙 1, 500枚／箱	箱	円
コピー用紙	B4用紙 2, 500枚／箱	箱	円

納入場所

中部運輸局	名古屋市中区三の丸二丁目2-1 名古屋合同庁舎第1号館
愛知運輸支局	名古屋市中川区北江町一丁目1-2
西三河自動車検査登録事務所	豊田市若林西町西葉山4 6
小牧自動車検査登録事務所	小牧市新小木3－3 2
豊橋自動車検査登録事務所	豊橋市神野新田町字京ノ割2 0－3
静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田2－4－2 5
静岡運輸支局清水庁舎	静岡市清水区日の出町9－1 清水港湾合同庁舎
沼津自動車検査登録事務所	沼津市原字古田2 4 8 0
浜松自動車検査登録事務所	浜松市中央区流通元町1 1－1
下田海事事務所	下田市3－1 8－2 3 下田運輸総合庁舎
岐阜運輸支局	岐阜市日置江2 6 4 8－1
飛騨自動車検査登録事務所	高山市新宮町8 3 0－5
三重運輸支局	津市雲出長常町字六ノ割1 1 9 0－9
三重運輸支局四日市庁舎	四日市市千歳町5－1 四日市港湾合同庁舎
鳥羽海事事務所	鳥羽市鳥羽1－2 3 8 3－2 8 鳥羽運輸総合庁舎
四日市自動車検査場分室	四日市市八田3－7－4 1
福井運輸支局	福井市西谷一丁目1 4 0 2
福井運輸支局敦賀庁舎	敦賀市港町7－1 5 敦賀港湾合同庁舎